

大野市こども・若者計画 パブリックコメント等の修正【新旧対照】

新

2 計画の位置づけと計画期間

ページ数は計画本文のものです

P1

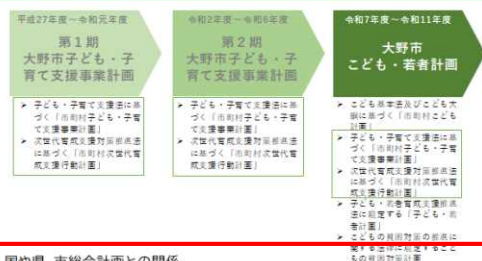
「第六次大野市総合計画」は、将来像である「人がつながり地域がつながる 住み続けたい結いのまち」の実現に向けて、「こども」「健幸福祉」「地域経済」「くらし環境」「地域づくり」「行政経営」の6つの分野ごとにまちづくりの目標となる基本目標を定め、施策を組み、事業を実施しています。

「大野市こども・若者計画」は、本市の最上位計画である「第六次大野市総合計画」を推し進める中で、こども分野を主としながら、こどもや若者、子育て世代に関連するその他の分野にも関係する計画として取組を進めていきます。

また、本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間としています。

「第六次大野市総合計画後期基本計画」が今後策定されることから、上位計画との整合性や、こども・若者と子育て当事者に関する様々な課題やニーズに対応するため、必要に応じた見直しを図るものとし、令和9年度においては中間見直しを行います。

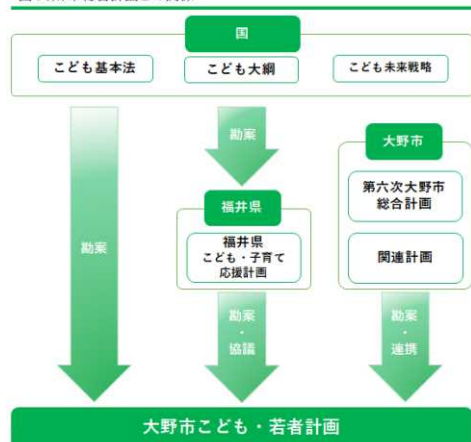
これまでの計画との関係



P2

計画の位置づけの本文中に「第六次大野市総合計画との関連」を追記し、国や県の計画と市総合計画との関係を図示しました

国や県、市総合計画との関係



旧

2 計画の期間と位置づけ

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、こども・若者と子育て当事者に関する様々な課題やニーズに対応するため、必要に応じた見直しを図るため、令和9年度において中間見直しを行います。

平成27年度～令和元年度

第1期
大野市子ども・子育て支援事業計画

- 子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」

令和2年度～令和6年度

第2期
大野市子ども・子育て支援事業計画

- 子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」

令和7年度～令和11年度

大野市
こども・若者計画

- こども基本法及びこども大綱に基づく「市町村こども計画」
- 子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」
- 子ども・若者育成支援推進法に規定する「子ども・若者計画」
- こどもの貧困対策の推進に関する法律に規定するこどもの貧困対策計画

新

5 計画の推進体制と視点

P5

大野市こども・若者計画の施策を着実に実行し、国や県との連携を強化するとともに、子ども・子育て支援事業者や教育関係者と連携を深め、計画の方向性や考え方を共有し、市民や各種団体、事業所などの協力を得ながら取組を進めます。

また、取組の推進に当たっては、個人や社会のよい状態、心身ともに満たされた状態であるウェルビーイングな生活の実現、モノや場所、スキルなどの資源を共有するシェアリング・エコノミーの考え方、家事・子育ての負担感の偏在を解消するジェンダーギャップの緩和の視点を取り入れます。

ウェルビーイング、シェアリング・エコノミー、ジェンダーギャップの緩和を「視点」の中にまとめて並記しました

2 こどもまんなか社会の実現 まんなか

P6

大野市は、県内の市町では一番最初に、県と同時に令和5年8月3日に「こどもまんなか応援サポーター」宣言を行い、さまざまな子ども・子育て支援施策に取り組んでいます。宣言後も「結婚・子育てハンドブック」の協賛事業所や市制施行70周年記念事業「こどもまんなかフェス」の協力団体、「こども連れで利用しやすい飲食店」などの「こどもまんなか応援サポーター」の市内展開を図ってきました。

今後も、「こどもまんなか応援サポーター」の市内展開を図ることで、市全体で子育てを応援する機運を高める、こどもまんなか社会の実現、本計画の策定趣旨にあるようにウェルビーイングな生活を送ることができる社会の実現につなげていきます。

市全体の取組とするメッセージを追加しました

3 基本方針

計画策定に当たり、ニーズ調査や意見を聞く機会を設けたところ「大野市の子育て支援は充実している」「大野市の支援はかゆいところに手が届く支援だ」などの意見をいただきました。一方で、将来の子育てなどに不安を感じている人や、市が既に提供しているサービスの存在を知らない人がいました。

「こどもイキイキ」な社会を実現するためには、こどもの健康と安心安全の確保や困難を有することへの支援、放課後の居場所づくりなどの社会環境の整備を行います。

「若者ワクワク」な社会を実現するためには、若者の交流と活動の促進や結婚を希望する若者への後押しを行います。

「子育てキラリ」な社会を実現するため、「子育ては楽しいもの」「地域で子育てを応援している」といったメッセージを発信する「大野ですくすく子育て応援パッケージ」に取りまとめられた取組を継続します。

結婚、出産、子育てに対する考え方が多様化する今、全ての人が100%満足する支援を提供することは難しいことから、市としては、次の基本方針で、個人の選択を尊重し、自己決定・自己実現（夢や希望を叶えること）を後押ししていきます。

- 1 将来の見通しを立てられる相談支援
- 2 必要とする人に伝わる適時適切な情報発信
- 3 こどもや若者、子育て家庭を主体とした支援の提供

前文と箇条書きの重複する内容を整理しました

旧

5 計画の推進体制と視点

大野市こども・若者計画の施策を着実に実行し、ウェルビーイングな生活の実現に向け、国や県との連携を強化するとともに、子ども・子育て支援事業者や教育関係者と連携を深め、計画の方向性や考え方を共有し、市民や各種団体、事業所などの協力を得ながら取組を進めます。

また、取組の推進に当たっては、モノや場所、スキルなどの資源を共有するシェアリング・エコノミーの考え方、家事・子育ての負担感の偏在を解消するジェンダーギャップの緩和の視点を取り入れます。



2 こどもまんなか社会の実現

大野市は、県内の市町では一番最初に、県と同時に令和5年8月3日に「こどもまんなか応援サポーター」宣言を行い、さまざまな子ども・子育て支援施策に取り組んでいます。宣言後も「結婚・子育てハンドブック」の協賛事業所や市制施行70周年記念事業「こどもまんなかフェス」の協力団体、「こども連れで利用しやすい飲食店」などの「こどもまんなか応援サポーター」の市内展開を図ってきました。

今後も、「こどもまんなか応援サポーター」の市内展開を図ることで、こどもまんなか社会の実現、本計画の策定趣旨にあるようにウェルビーイングな生活を送ることができる社会の実現につなげていきます。

3 基本方針

計画策定に当たり、ニーズ調査や意見を聞く機会を設けたところ「大野市の子育て支援は充実している」「大野市の支援はかゆいところに手が届く支援だ」などの意見をいただきました。一方で、将来の子育てなどに不安を感じている人や、市が既に提供しているサービスの存在を知らない人がいました。

「こどもイキイキ」な社会を実現するためには、こどもの健康と安心安全の確保や困難を有することへの支援、放課後の居場所づくりなどの社会環境の整備を行います。

「若者ワクワク」な社会を実現するためには、若者の交流と活動の促進や結婚を希望する若者への後押しを行います。

「子育てキラリ」な社会を実現するため、「子育ては楽しいもの」「地域で子育てを応援している」といったメッセージを発信する「大野ですくすく子育て応援パッケージ」に取りまとめられた取組を継続します。

結婚、出産、子育てに対する考え方が多様化する今、全ての人が100%満足する支援を提供することは難しいことから、市としては、次の基本方針で、個人の選択を尊重し、自己決定・自己実現を後押ししていきます。

- 1 将来の見通しを立てられる、こども、若者、子育て世帯を主体とした相談支援
- 2 支援を必要とする人に伝わる適時適切な情報発信
- 3 自己選択・自己決定・自己実現を後押しする必要な支援の提供

新

P9

● こども・若者を守る地域力の強化 【生涯学習・文化財保護課、こども支援課】

これまで小学校の校区運営協議会や保育所・認定こども園（以下「認定こども園等」といいます。）、民生委員児童委員協議会、警察などの関係機関との連携により、こどもの安全を確保するとともに、こども食堂による地域ぐるみで見守り活動を促進してきました。あわせて、こどもの健全育成につなげるため、認定こども園等の保護者組織の活動を支援してきました。

これからも保護者組織をはじめとする地域組織活動を支援するとともに、小学校の校区運営協議会における「児童生徒の見守り」や「こども110番の家」の取組を継続します。また、こども食堂などの第三の居場所（自宅や学校以外の子どもたちが安心して過ごせる居場所）により、こどもや若者の居場所が増え、地域全体で見守る活動ができるよう、新たに居場所づくりに取り組む団体などを増やします。

【パブリックコメント】

➤ 意見

中高生などの若者が学習しなくてもよい、気軽に、誰もが利用でき、自主的な活動やコミュニケーションが図られるような居場所づくりも必要ではないか

➤ 対応

こども食堂だけの取組でなく、「第三の居場所（自宅や学校以外の子どもたちが安心して過ごせる居場所）」づくりを推進する内容に変更しました。この変更により、中高生の居場所に関する選択肢が広がることで、居場所づくりの推進が図られると考えます。

● 小中学生の自殺対策 【教育総務課】

これまで週に一度、臨床心理士による教育相談を行うとともに、いじめに関しては未然防止、早期発見、早期対応のため、スクールソーシャルワーカーや結の故郷教育相談員を配置し相談体制の整備に取り組んできました。

これからも引き続き教育相談などの相談体制を確保するとともに、SOSの出し方や受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育、1人1台のタブレット端末を活用した自殺リスクの早期発見、全国的に自殺増加傾向のある長期休暇前後の集中的啓発活動など、体制を強化します。

● 若者の自殺対策 【福祉課】

これまで成人に対しては月に一度、専門のカウンセラーによるストレス相談を行い、さまざまな悩みに対して相談支援を行ってきました。

これからもストレス相談を継続し、相談体制を確保しつつ、若者に対して相談窓口の存在を十分に周知します。

「小中学生」が「こども」に含まれることから「小中学生」と「若者」に区別しました

旧

● こども・若者を守る地域力の強化 【生涯学習・文化財保護課、こども支援課】

これまで小学校の校区運営協議会や保育所・認定こども園（以下「認定こども園等」といいます。）、民生委員児童委員協議会、警察などの関係機関との連携により、こどもの安全を確保するとともに、こども食堂による地域ぐるみで見守り活動を促進してきました。あわせて、こどもの健全育成につなげるため、認定こども園等の保護者組織の活動を支援してきました。

これからも保護者組織をはじめとする地域組織活動を支援するとともに、小学校の校区運営協議会における「児童生徒の見守り」や「こども110番の家」の取組を継続します。こども食堂は、食事の提供を通じた地域住民との交流、こどもや若者の居場所づくり、見守り活動につながることから、新たに取り組む団体を増やし、事業の拡大を目指します。

P11

● 小中学生の自殺対策 【教育総務課】

これまでいじめの未然防止、早期発見、早期対応のため、スクールソーシャルワーカーや結の故郷教育相談員を配置し相談体制の整備に取り組んできました。

これからも引き続き相談体制を確保するとともに、SOSの出し方や受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育、1人1台の端末活用による自殺リスクの早期発見、全国的に自殺増加傾向のある長期休暇前後の集中的啓発活動など、体制の強化が必要です。

● こども・若者の自殺対策 【福祉課、教育総務課】

これまでこどもに対しては週に一度、臨床心理士による教育相談を、成人に対しては月に一度、専門のカウンセラーによるストレス相談を行い、さまざまな悩みに対して相談支援を行ってきました。

これからも教育相談やストレス相談を継続し、相談体制を確保しつつ、こどもや若者に対して相談窓口の存在を十分に周知します。

新

● 結婚を後押しする経済的負担の軽減 【こども支援課】

P17

これまで結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、39歳までに結婚する夫婦に対して賃貸住宅や引越し費用の負担軽減を行ってきました。また、早婚を支援するため、29歳までに結婚する夫婦に対して祝金を支給してきました。

これからも結婚に伴う新生活を経済的にサポートするとともに、29歳までに結婚する夫婦には引き続き祝金を支給することで、早婚を促進していきます。併せて、経済的支援などの取組を掲載する「結婚・子育てハンドブック」や「大野ですくすく子育て応援パッケージ」を活用して、結婚支援や充実した子育て支援をPRすることで、結婚を後押しします。

市の充実した「子育て支援」が結婚の後押しにもつながることから、「ハンドブック」「パッケージ」によるPRについて追加しました

● いじめ・不登校の未然防止と組織的な対応 【教育総務課・こども支援課】

P28

これまでいじめ相談カウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめ問題対策連絡協議会やいじめ・不登校防止連携会議で組織的な対応を行ってきました。

これからも専門的知識と経験を持ついじめ相談カウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得ながら、いじめ問題対策連絡協議会やいじめ・不登校防止連携会議などを有機的に連携させることでいじめ・不登校の未然防止に関する取組を充実させます。また、小中学生1人1台に配布しているタブレット端末を活用し、いじめなどの悩みごとに関するSOSをいち早くキャッチできる体制を整えます。

不登校児童に関する適切な対応は、若者のひきこもり防止につながる重要な取組であることから、「学校」、「教育委員会」、「こども家庭センター」、「おくえつ児童家庭支援センターめぐみ」がそれぞれに持つ機能を発揮し、役割分担と連携を図り、未然防止に取り組むとともに、事案が発生した場合も迅速に対応します。

児童・生徒が使用するタブレット端末を利用して健康チェックと同時に、こどもの相談したい内容を担任が集約できる仕組みが確立されていることから追加しました

【パブリックコメント】

➤ 意見

大野市内には県内に4カ所しか設置されていない「児童家庭支援センター」が設置されており、専門職員も配置されている。「おくえつ児童家庭支援センターめぐみ」と連携した対応を図ってはどうか。

➤ 対応

「学校」、「教育委員会」、「こども家庭センター」、「おくえつ児童家庭支援センターめぐみ」がそれぞれに持つ機能を発揮し役割分担と連携を図ること、また、未然防止と事案発生後の早期対応の両方に対応する内容に変更しました。この変更により、支援に関わる機関(資源)が増え、より適切で迅速な対応が図られると考えます。

旧

● 結婚を後押しする経済的負担の軽減 【こども支援課】

これまで結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、39歳までに結婚する夫婦に対して賃貸住宅や引越し費用の負担軽減を行ってきました。また、早婚を支援するため、29歳までに結婚する夫婦に対して祝金を支給してきました。

これからも結婚に伴う新生活を経済的にサポートするとともに、29歳までに結婚する夫婦には引き続き祝金を支給することで、早婚を促進していきます。

● いじめ・不登校の未然防止と組織的な対応 【教育総務課】

これまでいじめ相談カウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめ問題対策連絡協議会やいじめ・不登校防止連携会議で組織的な対応を行ってきました。

これからも専門的知識と経験を持ついじめ相談カウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得ながら、いじめ問題対策連絡協議会やいじめ・不登校防止連携会議などを有機的に連携させることでいじめ・不登校の未然防止に関する取組を充実させます。